

沖広業指第670号
令和6年2月28日

沖縄県介護保険広域連合構成市町村内
指定居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所
地域包括支援センター
管理者 様

沖縄県介護保険広域連合長 當山 宏
(公印省略)

沖縄県介護保険広域連合被保険者における地域密着型サービスの利用制限見直しについて

日頃より当広域連合の介護保険事業にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして第9期介護保険事業計画より介護保険料の均一化を行うことから、令和6年4月1日より当広域連合被保険者における地域密着型サービスの利用制限について下記のとおりとします。

記

【令和6年4月1日以降の地域密着型サービス利用制限について】

・当広域連合の被保険者は住民登録のある市町村以外の当広域連合構成市町村に所在する地域密着型サービスの利用について利用制限を設けないこととし、これまでの他市町村利用申立の手続きを不要とします。なお、地域密着型居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の入居を前提とした施設の利用については、施設所在市町村以外からの住所異動は行えませんのでご注意ください。

・当広域連合以外の被保険者が当広域連合構成市町村に所在する地域密着型サービスの利用を希望する場合、又は当広域連合の被保険者が当広域連合構成市町村以外の市町村に所在する地域密着型サービスの利用を希望する場合はこれまで同様の手続きを要するものとします。

お問合せ先
沖縄県介護保険広域連合
業務課 指導係
TEL:098-911-7502
FAX:098-911-7506

沖縄県介護保険広域連合 構成市町村 29 市町村

【本島北部】 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村

本部町 恩納村 宜野座村 金武町

【本島中部】 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村

中城村 西原町

【本島南部】 豊見城市 八重瀬町 南城市 与那原町

南風原町

【離島】 伊江村 伊平屋村 伊是名村 久米島町

渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村

北大東村

広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する際の取り扱いについて

1. 地域密着型サービスの基本原則

地域密着型(介護予防)サービスは、高齢者が要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたサービスです。

そのため、原則として事業所が所在する市町村(保険者)の被保険者のみが利用できるサービスになります。

ただし、他の市町村(保険者)に所在する地域密着型サービス事業所について、被保険者からの利用希望に基づき、市町村(保険者)が必要であると認める場合には、例外的にその市町村(保険者)の同意を得て指定することで、被保険者が利用することが可能となります(他市町村利用)。

2. これまでの取り扱い

広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合、本来であれば同一保険者内であるため、他市町村利用の手続きは不要ですが、これまでは複数保険料を設定しているため、以下のとおりの取り扱いを行ってきました。

原則の取り扱い (地域密着型通所介護 除く)	他市町村利用の手続きに準ずる。 (詳細は3ページ以降)
地域密着型通所介護	手続きなし。 (平成 28 年度に地域密着型サービスとして新設されたが、既存事業所は前年度まで県指定事業所で、すでに圏域を超えて利用している被保険者が多かったこと等を踏まえ、不要とした。)

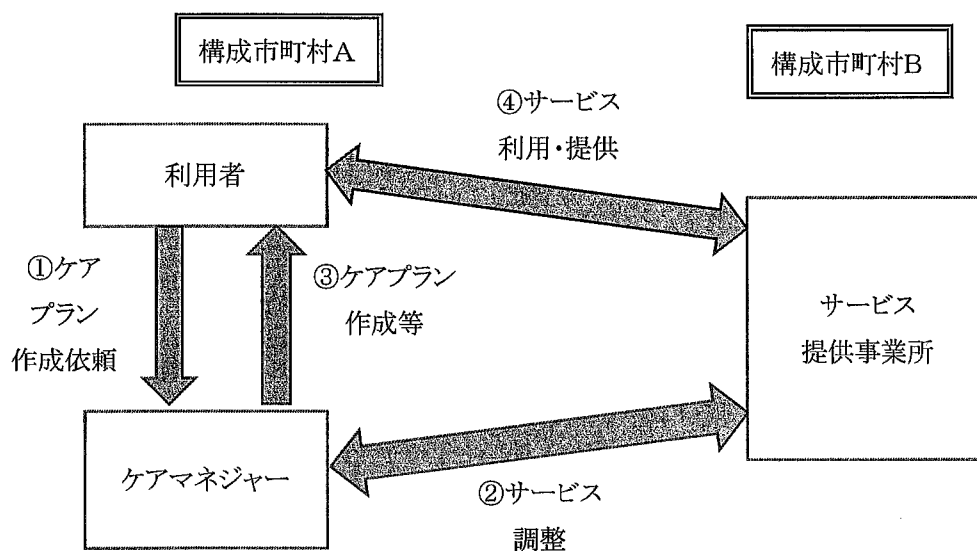
3. 令和6年度以降の取り扱い

令和6年度より介護保険料が均一化されることに伴い、広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合、手続きを不要とします。

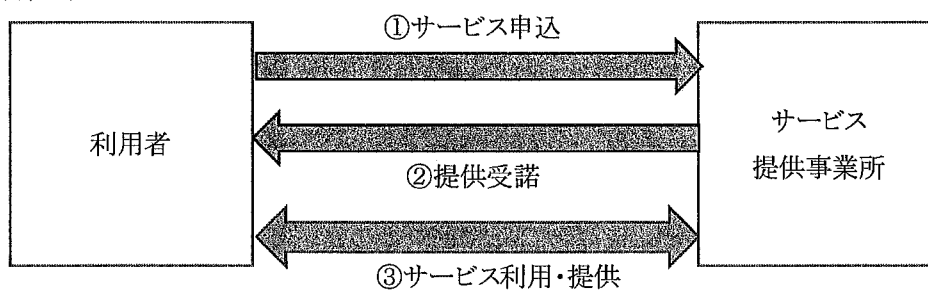
ただし、地域密着型居住系サービス(認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)を住居として、広域連合内他市町村に直接転入することはできないものとします。これは、地域密着型サービスの「住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービス」という趣旨及び当該市町村への医療費等の増大を防ぐために制限をかけるものです。

4. サービス利用の流れ

<在宅系サービス>



<居住系サービス>



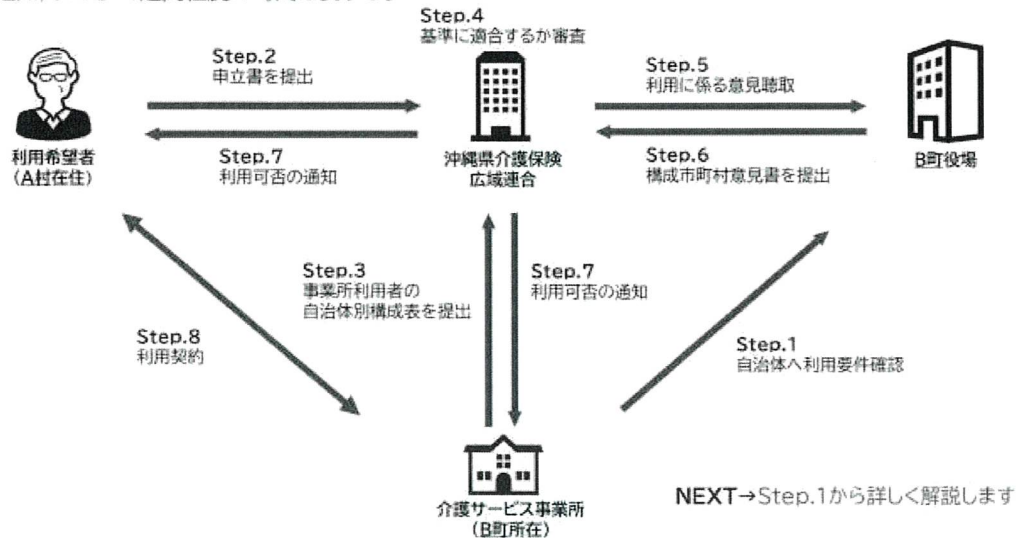
5. その他

令和6年度より、広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合の手続きを不要としますが、地域密着型サービス事業所が必ず広域連合内他市町村の被保険者を受け入れなければならないわけではなく、受け入れるかどうかは地域密着型サービス事業所が決定します。

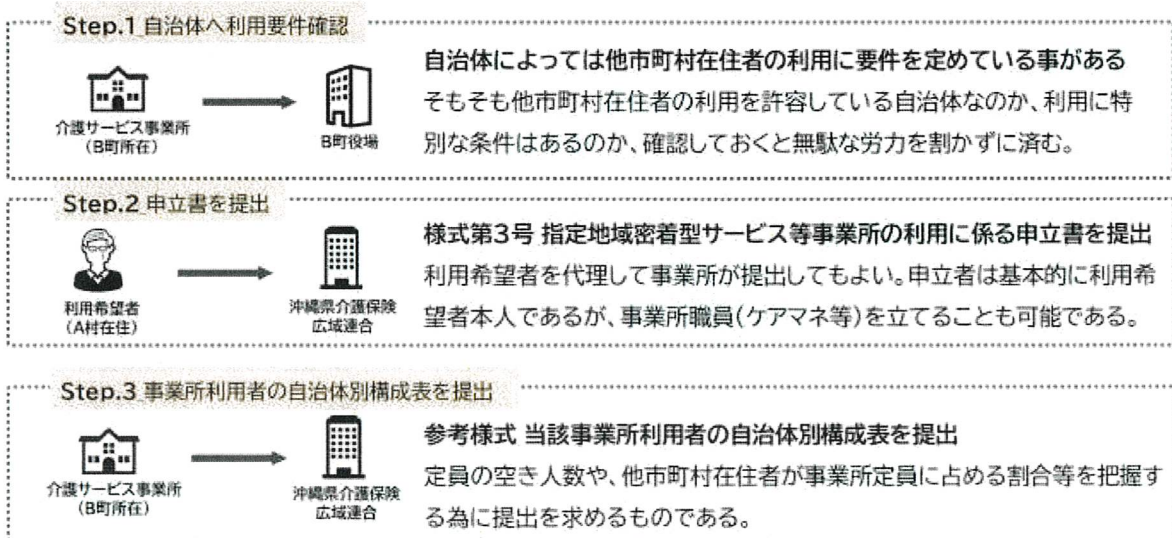
6. (参考)これまでの取り扱い

他市町村在住者のサービス利用について

A村とB町はともに広域連合構成市町村と仮定。通常、Step.2(申立書を提出)～Step.7(利用可否の通知)まで3-4週間程度の時間を要する。



他市町村在住者のサービス利用について



NEXT→Step.4から詳しく解説します

他市町村在住者のサービス利用について

Step.4 基準に適合するか審査



広域連合内において基準に適合するか審査を行う
利用希望者の住所地に同種の事業所は無いのか、他市町村在住者が
事業所定員に占める割合が基準を超えていないか、等。

Step.5 利用に係る意見聴取



他市町村在住者の利用について意見を伺う
通常、回答を得られるまで1～2週間ほどの時間を要する。

Step.6 構成市町村意見書を提出

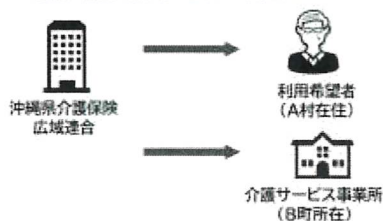


様式第1号 指定地域密着型サービス等事業所指定(利用)に係る意見書
意見有りの場合には聴取した意見を参考に利用の可否を検討する。

NEXT→Step.7から詳しく解説します

他市町村在住者のサービス利用について

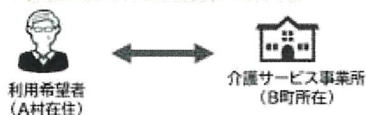
Step.7 利用可否の通知



利用希望者本人、事業所それぞれに利用可否について通知する
利用許可が下りなければ介護給付を受けることができない点に注意。

なお、介護報酬は本通知の日から算定することが可能となるのであって、
たとえそれ以前にサービス提供実績があったとしても本通知の日から遡及
して介護報酬を算定することは認められない

Step.8 利用契約



利用契約は一番最後に行う
広域連合からの許可を得た上で介護サービスを利用する事がポイント。
そうすれば介護報酬を通常通り算定できる。